

令和4年

# 第8回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

## 第8回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和4年8月24日  
訓子府町招集通知の日 令和4年8月24日  
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1  
農業委員会開催日時 令和4年8月31日(水)午後5時  
農業委員定数 14名

### 出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
10. 齊藤博行	11. 佐々木直幸	12. 石澤和也
13. 山田恵美子	14. 寺町昌恭	

### 欠席委員

### 署名委員

14. 寺町昌恭 2. 宮本憲司

### 事務局職員

事務局長 今田和則  
業務係長 高内淳次

### 提出議案

議案第1号 土地の現況証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

今田局長	<p>令和4年第8回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
	<p>——細川会長挨拶——</p>
今田局長	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (細川会長)	<p>ただいまから令和4年第8回農業委員会を開会いたします。</p>
今田局長	<p>ただちに、本日の会議を開きます。</p>
今田局長	<p>事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
議長	<p>ご報告を申しあげます。</p>
議長	<p>本日の出席委員数は14名の出席であります。</p>
議長	<p>本日の議件は議案が4件でございます。本日の議事録署名委員は14番寺町委員、2番宮本委員にお願いいたします。</p>
議長	<p>——議案第1号——</p>
議長 高内係長	<p>議案第1号を上程いたします。事務局説明願ひます。</p>
高内係長	<p>議案第1号について説明いたします。</p>
高内係長	<p>申請は1件でございます。</p>
高内係長	<p>(1件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
高内係長	<p>現地確認につきましては、8月10日に担当委員及び事務局で確認しており、その詳細は配布されております現地確認調書のとおりとなっております。</p>
議長	<p>なお、この申請地については7月15日のあっせん審議会で提出された売渡しを希望された土地と一緒に贈与したいと申出があった土地になります。現在、登記簿では畑となっておりますが、現況では山林となっているため登記簿の地目変更を行い、この土地を買入される方に贈与されることとなっております。</p>
議長	<p>説明については以上です。</p>
議長	<p>それでは審議に入ります。</p>
議長	<p>何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
議長	<p>——議案第2号——</p>
議長 高内係長	<p>議案第2号を上程いたします。事務局説明願ひます。</p>
議長	<p>議案第2号について説明いたします。</p>
議長	<p>今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、贈与1件、売買1件、賃貸借1件の合計3件となります。</p>

<p>高内係長</p>	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>番号1番の贈与については、今回贈与の申請があった土地を含めて令和2年12月に町外転出された方から耕作者に贈与された土地となっておりますが、実際には今回の申請地はさらに別の方が耕作していると申し出があり、その分を分筆して贈与するものとなっております。</p> <p>番号2番の売買については、令和4年1月に譲受人が申請地に隣接している土地を購入されていますが、その土地に隣接して町が保有している土地があり購入したいとの申し出があり売買の申請をされているものとなっております。</p> <p>番号3番の賃貸借についてですが、この農地については譲貸人の父親から今回申請されております農地について贈与を受け、贈与税の納税猶予制度を利用しておりました。当初、農地中間管理事業を利用し譲借人へ賃貸借することを予定しておりましたが、贈与者であります父親が亡くなられ贈与税の納税猶予については終了となりましたことから農地法第3条にて譲借人へ賃貸借するものとなっております。</p> <p>なお、今回審議していただく3件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺いますが、1件目について何かございますか。</p>
<p>佐々木委員 議長</p>	<p>特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議長 佐々木委員 議長</p>	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議長 石澤委員 議長</p>	<p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>以上3件について疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第3号——</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号を上程いたします。事務局説明願います。</p>

<p>高内係長</p> <p>議 長 林 委員 議 長 議 長</p>	<p>議案第3号について説明いたします。        今回、審議していただく案件は1件となります。        (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)        今回、審議していただく件は、合併浄化槽及びその通路を建設するために申請があったものです。        農地転用の概要は、合併浄化槽用地が7.26平方メートル、通路用地が43.67平方メートルで計50.93平方メートルとなっており、事業費は50万円で自己資金での支払いとなっております。        また、農用地区域の用途変更については8月19日付けで北海道オホーツク振興局から許可が下りております。        説明については以上です。        審議の前に、担当委員から何かございますか。        特にありません。        それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。        ——ありませんの声——        疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>——議案第4号——</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第4号を上程します。今回は4件の申請ですが、2件目の議件は関係委員の「議事参与の制限」があるため、まず1件目、3件目、4件目の議件の説明・審議・採決を行い、そのあと関係委員の一時退席後に2件目の議件について説明・審議・採決を行います。        それでは事務局説明願います。</p>
<p>高内係長</p>	<p>議案第4号について説明いたします。        申請は売買2件、賃貸借2件の計4件でございますが、2件目の売買については後ほど説明させていただきます。</p>
<p>高内係長</p>	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)        番号1番については、譲受人が北海道農業公社の農地保有合理化事業を利用されており、その賃貸期間が終了する前に早期売渡しを希望されたことから農用地利用集積計画の審議を求めるものとなっております。        番号3番と番号4番については、譲貸人の土地については贈与税の納税猶予制度を利用しており引き続き贈与税の納税猶予を受けるためには北海道農業公社の農地中間管理事業による貸付けを利用する必要がありますため農用地利用集積計画を提出されております。        なお、本件は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業に従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。</p>

議 長	<p>説明については以上です。  それでは審議に入ります。  1 件目について、何か質問ございませんか。  ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>3 件目について、何か質問ございませんか。  ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>4 件目について、何か質問ございませんか。  ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>以上 3 件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。  2 件目の議件は、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため〇〇委員の離席をお願いいたします。  (〇〇委員 離席)</p>
議 長 高内係長	<p>それでは事務局説明願います。  申請 4 件のうち 2 件目についてでございます。  (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
高内係長	<p>番号 2 番については、譲受人が北海道農業公社の農地保有合理化事業を利用されており、その賃貸借期間が終了する前に早期売渡しを希望されたことから農用地利用集積計画の審議を求めるものとなっております。  本件についても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間 150 日以上 of 農作業従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。</p>
議 長	<p>説明については以上です。  それでは審議に入ります。  2 件目について、何か質問ございませんか。  ——ありませんの声——</p>
議 長	<p>2 件目については疑義が無いようなので、可決決定いたします。  事務局、〇〇委員を呼んでください。  (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p>

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和4年8月31日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議 長

署名委員 14番

署名委員 2番